

第3学年

進路通信

道 標

みちしるべ

西原中学校

第57号

R4.2.14

重要 新型コロナウイルス感染症に係る追加措置

令和4年度千葉県公立高等学校入学者選抜において、新型コロナウイルス感染症に罹患する等の理由により、本検査の一部の教科しか受検できず、未受検の教科等がある志願者に対し、当該志願者の受検機会を確保するため、特例的に追検査の受検を認めることとします。ただし、追検査を受けることのできる教科等は、本検査で受検していない教科等とします。

また、追検査も受検できなかった場合は、特例検査の対象とします。

【変更の理由】

「入学者選抜実施要項」では、追検査の受検資格について「本検査を一部でも受検したものは、追検査を受検することはできない」とされている。このことから、本検査1日目の検査の途中又は検査終了後に、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合や、濃厚接触者と特定され2日目に発熱・咳等の症状がある等により、第2日の検査を受けられない志願者は、本検査の一部を受検しているため、追検査及び特例検査の対象とならず当該志願者の受検機会が奪われることになる。

このため、「入学者選抜実施要項」の「Ⅰ 一般入学者選抜 第8 追検査 1 受検資格」に次の通り追加する。

1 受検資格

インフルエンザ罹患による急な発熱で別室での受検も困難である等、やむを得ない理由により本検査を全く受検することができなかった者のうち、次の2,3,4及び5に定める手続により、志願する高等学校の校長に承認を受けた者を対象とする。ただし、1日目の途中又は終了後、若しくは2日目の途中に、新型コロナウイルス感染症に罹患する等の理由により、本検査の一部の教科又は学校設定検査を受検することのできなかった志願者は、当該教科等について、特例として追検査で受検することができる。なお、対象者が追検査を受検できなかった場合は、3月22日の特例検査を受検することができる。

(下線部追加部分)

【今回の措置における選抜方法】

学力検査については、本検査で受検した教科と追検査で受検した教科の合計点を資料とし、各学校の選抜評価方法に則り、総合的に判断する。

なお、対象者が追検査を受検できず、特例検査を受検した場合は、特例検査で受検した教科等を選抜の資料とする。